

加賀市地震ハザードマップ Q & A

① 共通事項

② 揺れやすさマップ

③ 地域の危険度マップ

④ 地震あんしんマップ

①共通事項編

問1 地震ハザードマップ作成の目的は何ですか。

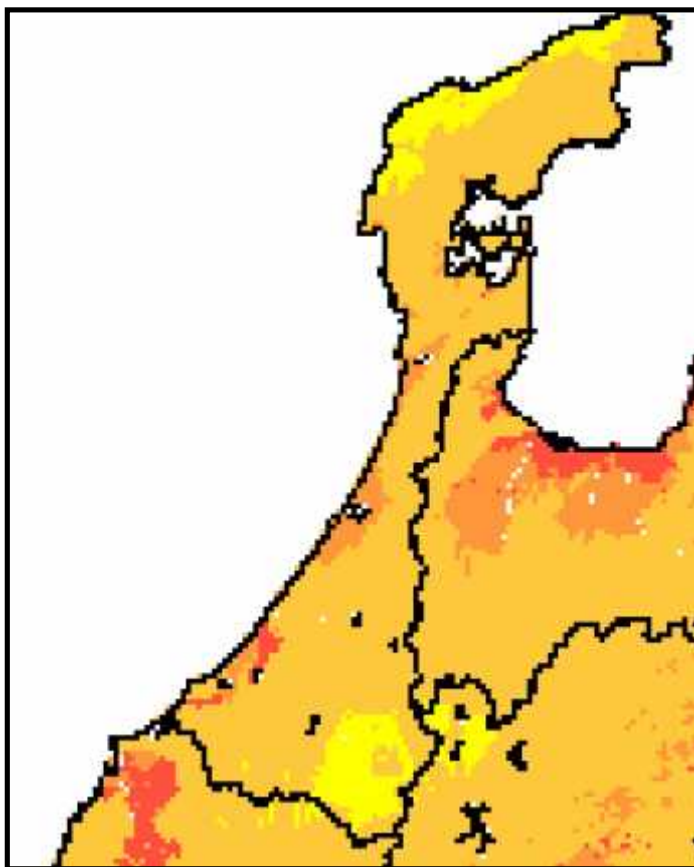
発生する恐れのある地震を想定し、建物被害等の可能性を市民のみなさまに伝え、防災意識の向上や人命および個人財産を守る住宅の耐震化を図ることを目的としています。

問2 加賀市に大地震が発生する可能性はどのくらいありますか。

政府の地震調査研究推進本部による「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図」では、加賀市周辺は“やや高い”部分が大半を占めますが、“高い”部分も存在しています。

また、ハザードマップ作成にあたり想定した地震で、一番揺れの大きさに影響する福井平野東縁起震断層（マグニチュード7.6）の発生確率は今後30年以内では0.2～0.4%ないしそれ以上と考えられています。

下記の分布図は文部科学省地震調査研究推進本部のホームページで閲覧できます。



凡例

確率

26%以上	} 高い確率
6%～26%	
3%～6%	} やや高い確率
0.1%～3%	
0.1%未満	

注) ランク分け数値

26%が平均的に約100年に1回

6%が約500年に1回

3%が約1000年に1回の可能性を示す。

問3 3種類のマップがありますが、それぞれどのようなものですか。

揺れやすさマップは、仮想の地震が発生した場合の震度分布を市内を50mメッシュに区切り色分けしたものです。

危険度マップは、揺れやすさマップの震度分布と建物の分布から、地域にある建物のうち全壊する建物の割合を計算し、地域を50mメッシュ毎に色分けしたものです。平成19年1月現在の建物の分布から計算しているため、今後耐震化が進めば地域の危険度（全壊率）は低くなります。

地震あんしんマップは、揺れやすさマップに緊急輸送道路や各避難所等を表示したものです。

問4 50mメッシュとは何ですか。

地形に関する標高データのうち、全国一律に整備されているデータの最小単位が50mメッシュであることから、市内を50m毎に区切り、50m四方の升目を1つの単位とする考え方です。

問5 地震による液状化はこれらのマップに考慮されていますか。

考慮されていません。

問6 想定した仮想の地震とはどのようなものですか。

「福井平野東縁起震断層（マグニチュード7.6）」

「全国どこでも起こりうる直下地震（マグニチュード6.9）」

「柳ヶ瀬起震断層（マグニチュード8.2）」

「庄川起震断層（マグニチュード7.9）」

「金沢平野東縁起震断層（マグニチュード7.2）」

を震源として想定しています。マップの作成に当たっては、各メッシュ毎（50mメッシュ）に計算した揺れの大きい方を採用しています。

問7 マップはどのように入手方法したらよいですか。

市役所本庁、各出張所、地区民館などに配布します。また、市のホームページでダウンロードすることができます。

問8 地震ハザードマップを見ると揺れやすく危険度が高い地域となっており心配です。どうしたらよいですか。

昭和56年以前に建てられた旧耐震基準による建物は、現行の耐震基準に満たない可能性が高いため、全壊する可能性が高くなります。従って、まず耐震診断を行い、耐震性を確認することをおすすめします。耐震診断等に関しては、市の建築課に相談してください。

問 9 業者に、これらの地図を提示され、「危険度が高い地域は地価下がる」と言われましたが本当ですか。

地震ハザードマップは、仮に大規模地震が起こった場合における、揺れやすさや地域の危険度を表しています。これらの地図は土地の評価などを行うことを目的としたものではありません。

問 1 1 業者に、これらの地図を提示され、建物の耐震補強を勧められましたが、どうしたらよいですか。

大規模地震はいつどこで起こるかわかりません。しかし、起こった場合を想定して行動することは大変重要なことです。不明な点や心配な点がありましたら、市の建築課で相談してください。

問 1 2 耐震改修等の補助はどのようなものですか。

耐震診断：限度額 46,000 円（ただし、診断費用の 1/2 以内）

耐震改修：限度額 600,000 円（ただし、改修費用の 2/3 以内）

※ 昭和 56 年 5 月 31 日までに建築確認を受けて建築された住宅に限る。

※ 耐震改修は所得制限有。

②揺れやすさマップ編

問1 各地域によって揺れが異なるのはどうしてですか。

揺れの強さは、主に「地震の規模」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つの要件による為、各地域によって揺れが異なっています。

問2 私の地域は震度6弱となっていますが、建物は倒壊してしまうのですか。

一概には言えませんが、昭和56年以前に建てられた建物など、耐震性が低い建物は全壊する可能性があります。また、建物の形状によっては、想像以上の揺れになる可能性があるので注意が必要です。

問3 昭和56年以後に建てられた建物は、大規模地震でも倒壊しないのですか。

現在の建築基準法では、比較的起こる可能性が高い震度5程度の中地震に対して建物が損傷することなく機能を維持し、震度6から7程度の大地震に対しては、損傷はしても倒壊せずに人命を保護することを目的としています。しかし、建物の被害に関しては、様々な要因が関係しますので、一概には言えません。

③危険度マップ編

問1 危険度が高い地域にある建物は、大地震によって全壊する可能性が高いのですか。

危険度が高い地域であっても、昭和56年以降に建てられた建物など、比較的新しい建物は全壊する可能性は低くなります。しかし、建物の被害に関しては、様々な要因が関係するので、一概には言えません。

問2 全壊とはどのような状況なのでしょうか。

罹災証明の「全壊」の定義と同様で、住宅の床面積に占める住宅の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積の割合（A）が70%以上のもの、または住宅全体に占める住宅の主要な構成要素の経済的被害の割合（B）が50%以上に達した程度のものであります。

問3 危険度が低い地域は耐震改修が不要ですか。

昭和56年以前に建築された建物は、地域の危険度にかかわらず耐震改修をお勧めします。

問4 危険度マップは割合毎にランクがつけてありますが、これはどのようなものですか。

危険度は、想定地震の揺れに対し、全壊すると推計される建築物の割合に分けて、表しています。

地震による全壊率は、国の調査による過去の地震の被害状況から、建築物の構造別、建築年別ごとに割合で示されています。このデータに基づき、町丁目単位で現存する建築物を集計分類し、地域の全壊率を算出します。従って、50mメッシュ毎の危険度という見方ではなく、その地域の危険度として捉えてください。

地域の危険度マップは、平成19年1月現在における建物の倒壊の状況を地域毎に表したもので、個別の建築物の全壊率を表したものではありません。

問5 危険度が高いのは、どのような理由からですか。

昭和56年以前に建築された木造の建物が多い地域であって、揺れやすさマップにおける震度が大きい場合は地域の全壊率が高くなります。

問6 揺れやすさが同じ地域で危険度が違うのはどうしてですか。

地域の危険度は、揺れやすさマップによる震度から建築物が全壊する割合を計算し分類しています。同じ震度の地域であっても、その地域にある建物の構造、建築年、建物の数が異なると、危険度が異なることがあります。揺れが強い地域が必ずしも危険度が高いということではありません。

問7 危険度マップの色が塗られていない部分は危険度が分からない部分ですか。

危険度は、その地域の建物の全壊率で表わしています。従って、建物のない場所は危険度がなく色を塗らないで白地で表しています。

④地震あんしんマップ編

問1 緊急輸送道路とはどのようなものですか。

緊急輸送道路は、災害時に通行を確保すべき道路として、加賀市耐震改修促進計画で指定された道路です。具体的には、加賀市地域防災計画で定められた第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路となっています。

問2 指定避難所は耐震基準を満たしているのか。

すべての施設が耐震基準を満たしているわけではありません。各小中学校については、耐震改修を進めておりますが、財政状況から他の全ての施設をすぐに耐震化することは困難であり、当面は避難所開設時に職員が施設の点検を行なうことを考えております。